

請 願 文 書 表

(令和7年5月30日)

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	請願第7号（7. 5. 21） 地方消費者行政維持・強化のための施策を要請する意見書提出を求める請願
請 願 の 要 旨	消費生活相談件数は年々増加しており、高齢者の相談件数が大きな割合を占め、被害態様についても多様化・高度化している。この問題に対応するためには、地方公共団体の相談体制の維持・拡充が重要である。 国は地方に対する支援策として補助率10割の地方消費者行政推進交付金を措置したが、2017年に自治体毎の活用期限が定められ、2018年度以降は原則2分の1補助の地方消費者行政強化交付金（以下「強化交付金」）に移行し、活用期限もそのまま引き継がれた。各自治体の活用期限が迫っており（2024～2025年度に多くの自治体、2027年度に全ての自治体が終了）、強化交付金が終了すると、相談窓口の維持や交付金で実施してきた事業の継続が困難となり、縮小される可能性が高いと予想される。 国はP I O－N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化を進めているが、地方公共団体に多大な経済的負担を生じることが危惧される。P I O－N E T情報は、国の法執行の端緒や立法政策の根拠となるものであって国の事務の性質を有する消費者行政費用と言える。 地方公共団体が担っている消費生活相談情報の聴取及びP I O－N E T登録事務等は、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものである。 よって、国に対し、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう以下の施策を求める意見書を提出するよう請願する。 1. 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財源支援を早急に措置すること。 2. P I O－N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。 3. 消費生活相談情報の聴取及びP I O－N E T登録事務等について、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。
請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市中央区 兵庫県弁護士会 会長 中 山 稔 規
紹 介 議 員 の 氏 名	(代表) しらくに高太郎 黒 田 武 志 吉 田 謙 治 森 本 真 か じ 幸 夫
付 託 委 員 会	総務財政委員会